

令和6年度

指宿市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

指宿市監査委員

指 監 第 47 号
令和 7 年 9 月 1 日

指宿市長 打 越 明 司 様

指宿市監査委員 有 馬 芳 文
同 西 田 義 哲

令和 6 年度決算に基づく指宿市財政の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 6 年度決算に基づく、指宿市財政の健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月21日から令和7年9月1日まで

第3 審査の方法

令和6年度決算に基づく健全化判断比率の審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に、関係課から提出された資料と照合点検を行い、さらに関係職員から説明を聴取するなどの方法によって審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率、早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.90	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.90	30.00
③ 実質公債費比率	9.3	9.4	25.0	35.0
④ 将来負担比率	16.3	18.1	350.0	

(注) 表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、記載すべき比率がないことを示している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字はなく、数値として表示されていない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字はなく、数値として表示されていない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率の3か年平均は9.3%で、前年度と比較すると0.1ポイント下がっており、早期健全化基準を下回っているため、特記すべき事項は認められない。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は16.3%で、前年度と比較して1.8ポイント下がっており、早期健全化基準を下回っているため、特記すべき事項は認められない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和6年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和6年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月21日から令和7年9月1日まで

第3 審査の方法

令和6年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率の審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に、関係課から提出された資料と照合点検を行い、さらに関係職員から説明を聴取するなどの方法によって審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。

なお、各会計の資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
		令和6年度	令和5年度	
法 適 用 企 業	指宿市水道事業会計	—	—	20.00
	指宿市公共下水道事業会計	—	—	
	指宿市温泉供給事業会計	—	—	
法非適用企業	指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計	—	—	

(注) 表中の「—」は、資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを示している。

2 個別意見

すべての会計において、資金不足はなく経営健全化基準以下となっている。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はないが、引き続き健全な経営に努められたい。